

特定外来生物の選定対象等に係るパブリックコメントの意見の概要と対応の考え方

【資料3】

【特定外来生物】 ①被害の判定に係る科学的知見に関するコメント、②社会的・経済的影響に関するコメント、③その他(心情的理由、手続に係る理由など)

指定対象	意見の概要	対応の考え方
・ハナガメ <i>Mauremys sinensis</i> ・ハナガメとニホンイシガメの交雑により生じた生物 <i>M. sinensis</i> × <i>M. japonica</i> ・ハナガメとミナミイシガメの交雑により生じた生物 <i>M. sinensis</i> × <i>M. mutica</i> ・ハナガメとクサガメの交雑により生じた生物 <i>M. sinensis</i> × <i>M. reevesii</i>	① 遺棄されれば、ハナガメなら十分に日本の水辺に定着するし、繁殖も可能であり、指定はやむを得ない。安易な遺棄を減らすためには、引取可能な施設について周知することが必要である。また、過去に、ハナガメとクサガメの交雑個体が流通していたことがあるので、知らずにクサガメとして飼っている場合があるため、配慮する必要がある。	遺棄を減らすための方策及び交雑個体に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。
	② 問題が多く指定しやすい種から指定して、今後の他種の特定外来生物指定にはずみをつけるべきである。決して飼育文化を否定するものではないが、日本に定着・繁殖する可能性のある侵略的な外来種は、在来環境のためにやはり飼うべきではない。	今後の参考とさせていただきます。
	① 子ガメは弱く、日本に定着するおそれは小さい。また、イシガメとの交雑の可能性は低い。	国内各地で逸出個体が確認されており、定着も可能と考えられます。イシガメとの交雑個体についても、野外で確認されており、指定が適当と考えます。
・スウィンホーキノボリトカゲ <i>Japalura swinhonis</i>	① 静岡県での定着の可能性が示されており、対策のためにも、特定外来生物としての指定は有効かと思われるが、貨物や観葉植物に紛れて侵入することを予防する手段が必要。貨物等の輸入における侵入動物の予防については普及啓発と輸入貨物の混入生物対策の技術開発を国として適切に支援すべき。	侵入防止に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	① 生態系への具体的な被害が示されていない。	専門家会合では、海外の事例や既に国内に定着していることから、昆虫等の在来の生態系に影響を及ぼすおそれがあると指摘されており、指定が適当と考えます。
・両生類全種	① 生態系への具体的な被害が示されていない。	専門家会合では、海外の事例や昆虫等の捕食により在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあると指摘されており、指定が適当と考えます。

・フラットヘッドキャットフィッシュ <i>Pylodictis olivaris</i>	① 国内の個体はごく少数で、高価であるため放流の可能性はないと考えられる。	海外の事例等から野外に逸出した場合には生態系への被害を及ぼすおそれがあると評価がされており、指定が適切と考えます。
・ヨーロッパナマズ <i>Silurus glanis</i>	① ビワコオオナマズやイトコナマズとの交雑の可能性が否定できず、規制すべきと考える。ただ、今後は専門家グループの委員構成をもっと幅広い立場の方々からなるものとするべき。	今後の参考とさせていただきます。
	① 20年以上前から輸入されているが、野外での確認例は少なく、繁殖は確認されていない。在来種との交雑例も確認されていない。	海外の事例等から野外に逸出した場合には生態系への被害を及ぼすおそれがあると評価がされており、指定が適切と考えます。
	③ 表記を「ヨーロッパオオナマズ」と変更するか、併記するべき。	ホームページに掲載する際などには、販売の際の商品名等として良く用いられる「ヨーロッパオオナマズ」という呼称について併記するなど、ご指摘を踏まえ検討いたします。
・ナイルパーチ <i>Lates niloticus</i>	① 24度以下の水温では生きていくことができず、南西諸島でのみ規制すべき。	国内への導入を防ぐことが最も効果的であり、指定が適切と考えます。
	② 観賞魚として多く飼養されていることから指定までに広く公に告知が必要。また、引取り先斡旋などの措置を求める。	今後の参考とさせていただきます。
・魚類全種	① 規制については賛成。選定委員に研究者以外のフィッシングやアクアリウム分野の人物を常任させ、議論の過程と導き出された結論に強い説得力を持たせるべき。	今後の参考とさせていただきます。
	① 生態系への具体的な被害が示されていない。	専門家会合では、海外の事例や捕食等により在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあると指摘されており、指定が適切と考えます。

・ナガエモウセンゴケ <i>Drosera intermedia</i>	①	本種が匍匐枝やむかご等で栄養繁殖することはないこと、交雑により生じた趣旨は稔性がないこと、爆発的に繁殖し他の種を駆逐することは確認されていないことなど、侵略性に関する検討内容の一部に信頼性の低い情報が含まれている。これに基づく指定は、不適當である。	ご指摘のとおり、検討資料の一部がモウセンゴケ類全般に関する記述となっており、本種に関する記述としては適切ではないものがありました。引き続き、検討の際には最新の情報を収集するよう努めたいと考えます。 一方で、本種は、既に国内の一部湿地において意図的に植えられたと考えられるものが定着し、湿地内で増殖してしまったため、防除が行われています。このような本種による被害を防ぐため、指定が適當と考えます。 いただいたご意見については、防除手法を検討する際等に参考とさせていただきます。
	②	モウセンゴケの仲間は薬としての利用もあり、児童向けの学習教材としても使える。	モウセンゴケ属の全てを指定するものではありません。本種については、指定が適當と考えます。
	③	同属に外見のよく似た種が存在する。間違った名前で流通していたりするので、取締りの際の誤認に繋がるおそれがある。	見分け方についてマニュアルを作成するなど、一般への普及啓発に努めます。
	②	自生地に外来種を持ち込まない事の啓蒙活動と自生地自体の保護を優先するべき。	今後の参考とさせていただきます。
対象全種について	②	定着する前に野に放されることを防ぐほうが効率が良く生態系の被害が少ないため、早く全ての種について特定外来生物の指定の時期を早めて下さい。また、外来種のフクロウについての指定を検討して下さい。	今後の参考とさせていただきます。
	②	飼育ではなく、まずは流通を規制するべき。真摯に飼育している人たちが不利益を被ることは望ましくない。また、国内一律での規制はおかしいので、地域ごとに規制できるはず。加えて、指定後に被害の確認されない生物は指定の解除をするべき。	今後の参考とさせていただきます。

※今回指定以外の種

種名	意見の概要	対応の考え方
・ガー科 ・ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	① ガー科の中には日本の環境下での生息が難しい種も含まれており、科全体を指定する必要はない。また、南西諸島での定着のおそれがある場合は、南西諸島のみで規制をすればよい。	国内への侵入を防ぐことが最も効果的であり、指定が適切と考えます。
	③ 観賞魚として多く飼養されていることから、指定により放流されてしまうことが懸念される。	既に飼育している個体については、規制開始から6ヶ月以内に申請することで継続飼養が可能です。平成30年4月から規制を予定しており、既飼養個体が放流されないよう、周知・啓発に努めて参ります。
	② 一部の種が非常に安価で販売されていることが最大の問題。マイクロチップの義務化や、安価で売らないような規制が必要。	今後の参考とさせていただきます。
・エフクレタヌキモ <i>Utricularia inflata</i>	② 検討内容の一部に信頼性の低い情報が含まれている。	専門家による最近の調査により、国内に定着している種について分類学上の疑義が生じたため、今回の指定対象から外すこととしました。